

横浜市補装具登録業者の皆様へ

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

## 「横浜市補装具購入等に要する費用の特別助成」制度の開始について

日頃より本市の福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度（以下「国制度」といいます。）について、18 歳未満の障害児における所得制限が撤廃され制度上全ての障害児の方が対象となりました。一方で、18 歳以上の障害者に対する所得制限の撤廃は示されていないことから、障害の永続性等を考慮し、所得超過により国制度の対象とならない 18 歳以上の障害者に対し、補装具の購入、借受け又は修理（以降「購入等」といいます）に係る費用の一部を助成する制度を令和 6 年 12 月 1 日から開始いたします。

つきましては、次の内容をご確認いただき、当該事業の事務手続きについてご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 制度概要

#### (1) 対象者

本人又は配偶者の市民税所得割額が 46 万円以上の身体障害者または難病患者等

#### (2) 利用者負担

3 割（公費負担 7 割） ※ただし公費負担年度上限額は 60 万円／人

#### (3) 対象とする補装具

18 歳未満を対象とする種目を除いた 13 品目

※対象の補装具の基準額、耐用年数等は国制度と同様

### 2 事業者登録について

国制度でご登録いただいている事業者の皆様は、令和 6 年 12 月 1 日以降は特別助成の事業者としても登録させていただきます。本制度の開始により新たに手続きを行っていただく必要はございません。

なお、どちらか一方の制度だけに登録することはできませんので、ご了承ください。

### 3 事務処理の違いについて

国制度に準じて運用するため、基本的な事務の流れについては国制度と同様です。

主な相違点は、

○負担割合（公費負担割合 7 割 ただし同一人に対しては同一年度 60 万円を限度とする）

○使用する様式：補装具費支給券が補装具費特別助成券となります。

委任状の様式が国制度と異なります。

の 2 点です。

#### 4 事務処理に係る留意点について

3の違いを踏まえ具体的な手続きに関し、次の点をご留意いただきますようお願いいたします。

##### (1) 委任状について

当該事業で使用する「委任状」につきましては、国制度の様式と非常に酷似しています。当該事業で使用する委任状は、左上に第5号様式と印字がありますのでご確認の上ご使用下さいますようお願いいたします。

##### (2) 自己負担額について

当該制度の自己負担割合は原則3割となりますので、補装具費特別助成券に記載された自己負担額の欄をご確認の上、ご本人へご請求ください。

##### (3) 請求書について

国制度と当該事業の請求を同時にする場合には、お手数をおかけしますが国制度の請求書と当該事業の請求書を分けて作成し、ご請求頂きますようお願いいたします。

#### 5 送付物

資料1：補装具の購入等に係る特別助成のご案内

なお、要綱、様式等については12月1日以降本市HPに掲載予定ですので、ご確認ください。

横浜市健康福祉局障害自立支援課福祉給付係  
担当 正寿、柴崎、北岡  
TEL 045-671-3891